

工業標準化法改正に伴う新JISマーク表示認定制度への準備

(財)日本塗料検査協会 理事
(財)日本ウェザリングテストセンター 専務理事

池田順一

工業標準化法は、昭和24年6月1日に制定されて以来13回の改正が行われ、現在では「JIS規格の制定」と「JISマーク表示制度及び試験所認定制度(JNLA)」が実施されています。

特に、「JISマーク表示制度」では、JIS該当製品にJISマークを表示できる日本工業規格表示認定工場(JIS工場)は、経済産業省所管分では平成14年度で約13,000工場あり、取引の単純公正化、JIS規格の普及など我が国経済の発展に大きく貢献してきました。

昨今の行政改革の検討の一環として、国から公益法人が委託等を受けて行っている検査・検定制度等について、平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、事業者の自己確認、自主保安へ移行することを基本原則としつつ、消費者保護等から必要がある場合には、これまでの指定・認定制度から事業者の自己責任をベースに、行政の裁量なしに政府に登録された第三者機関(登録認証機関)による実施へ移行することとされています。

工業標準化法の「JISマーク表示制度及び試験所認定制度」を登録認証機関による実施へ移行することの検討を、日本工業標準調査会「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」で行い、その報告書(平成15年6月17日)の提言によって、「JISマーク表示制度」は、現行の「政府責任の制度」から「事業者責任に基づく仕組み」への転換を基本とし、同法の改正を平成16年度に行うために、次の事項の検討が進められています。

① 指定商品の廃止

JISマーク表示の対象規格は、現在、主務大臣(主に経済産業大臣)が指定しておりますが、新制度では主務大臣の指定を廃止し、全てのJIS製品規格がJISマーク表示の対象となります。



② 第三者認証機関登録制度の設置等

現在のJISマーク認定は、主務大臣(主に経済産業大臣〔経済産業省・局〕)及び指定・認定機関で実施していますが、新制度では民間を含む第三者機関が、ISO/IECガイド65 (JIS Q 0065 製品認証機関に対する一般要求事項)を基本にした技術的能力、独立性・公平性等の要求を満足し、主務大臣の登録を受けた登録認証機関による認定となります。

JIS工場が新制度を利用する場合には、登録認証機関による認定を受けることになりますので、その準備が必要です。

当検査協会は、1981年に塗料関係の公示検査を行う指定検査機関に、また2003年にJISマーク表示認定を行う指定認定機関となっておりますが、新制度への移行に向けて「登録認証機関」になる準備を進めております。

今後とも当検査協会をご支援いただきますようお願い申し上げます。